

議案第 33 号

松阪市小集落改良住宅条例の一部改正について

松阪市小集落改良住宅条例（平成 17 年松阪市条例第 215 号）の一部を次のように改正する。

平成 25 年 2 月 20 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市小集落改良住宅条例の一部を改正する条例

松阪市小集落改良住宅条例（平成 17 年松阪市条例第 215 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 4 項各号を次のように改める。

- (1) 松阪市営住宅条例（平成 17 年松阪市条例第 213 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項第 2 号アで定める場合 158,000 円
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 114,000 円

第 9 条第 3 項中「松阪市営住宅条例（平成 17 年松阪市条例第 213 号）」を「条例」に改める。

第 10 条中「松阪市営住宅条例」を「条例」に改める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。